

大阪市立男女共同参画センター南部館・東部館

利用料金制の導入にともなう手続き等の変更について

クレオ大阪南・東指定管理者

令和2年4月1日付けで大阪市立男女共同参画センター条例及び施行規則の改正が施行されます。同日以降に使用申請をされた施設の料金は利用料金として各館の指定管理者が収納することとなります。これにともない、施設の利用に関する手続き等を下記のとおり変更させていただくこととなりました。

ご利用の皆様にはこれまでと変わらずクレオ大阪をご愛顧いただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

● 施設及び附属設備の利用料金

変更はありません(令和3年1月以降に改定する予定です)

条例の改正により使用料制から利用料金制に移行となりますので、令和2年4月1日以降に使用申請をされた施設及び附属設備の利用料金は、指定管理者の収入となります。

※令和2年3月31日までに使用申請をされた令和2年4月1日以降の使用料は、改正前の規定が適用されるため、指定管理者から大阪市へ納付します。

● 利用料金の支払期限

(新)[申請日が令和2年4月1日以降]

(現行)[申請日が令和2年3月31日まで]

期 間	支払期限	期 間	納付期限
申請日の翌日から起算して 使用日までの期間が4週間を超える	申請日の 14日後	申請日から起算して 使用日前日までの期間が1月以上	申請日の 13日後
上記以外の場合	使用日当日 (使用前)	申請日から起算して 使用日前日までの期間が1月未満	申請日の 6日後
		申請日から起算して 使用日まで7日以内	使用日当日 (使用前)

● 使用申込をキャンセルした場合の利用料金の還付

(新)[申請日が令和2年4月1日以降]

(現行)[申請日が令和2年3月31日まで]

施設	使用許可の取消 を申し出た日	還付の金額	施設	使用許可の取消 を申し出た日	還付の金額
ホール (ホールとともに使用する施設を含む)	使用日の 3月前の日まで	全額	ホール	使用日の 4月前の日まで	全額
				使用日の 2月前の日まで	半額
その他の施設	原則として還付できません(※)		その他の施設	使用日の 1月前の日まで	全額

(※)同じ施設(または利用料金)・区分の使用に限り、

使用申請が可能な期間中のいずれかの日程に予約を振り替えることができます(1回のみ)。

● その他

- ・ 使用申込の受付開始日、抽選会の実施方法は現行どおりです。
- ・ ホールの舞台技術者人件費、ホール内清掃やピアノ調律費用は変更となる場合があります。